

第5章 植生等の自然環境からみた緑地の評価

1 環境区の設定

解析単位は、『南部丘陵地域基礎調査及びゾーニング報告書：平成6年堺市南部丘陵検討委員会』に倣い、環境区を基本単位とした（図5.1.1参照）。

環境区の設定については、地形図から、小地域または微地形規模における尾根線を骨格とする分水界によって囲まれる流域、かつその中で概ね最小単位として完結した生態系が成立していると把握できる生態系単位（エコユニット）として、あるいは景観的にも一つのまとまりのある空間単位として抽出し、これを環境区として基本単位とする。

さらにいくつかの環境が集合して2次、3次……と高次の環境区を構成するといった階層性（ヒエラルキー）を持たせることにより環境区は秩序だったものとした（図5.1.2参照）。

南部丘陵地域1,671.5haで環境区の総数は、244である。

なお、植生等の自然環境に基づく評価対象は、244環境区の内、堺CC、泉ヶ丘CC、天野山CC、堺公園墓地、ハーベストの丘といった大規模施設の5環境区を除く、239環境区とした（図5.1.3参照）。

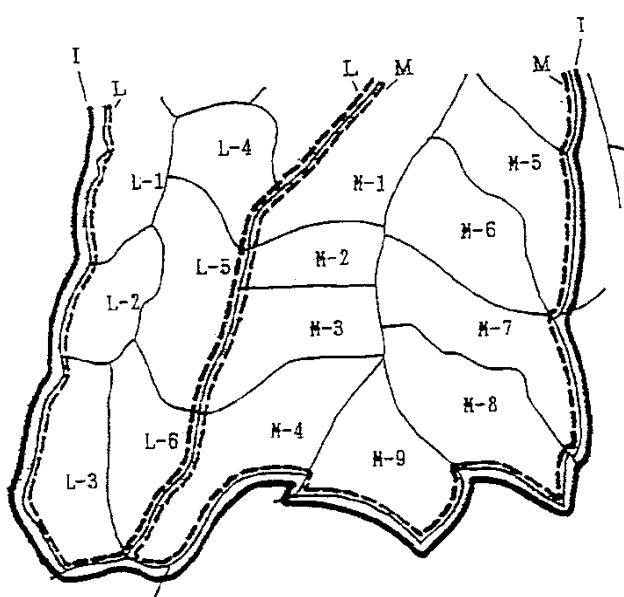


図5.1.1 環境区の設定図

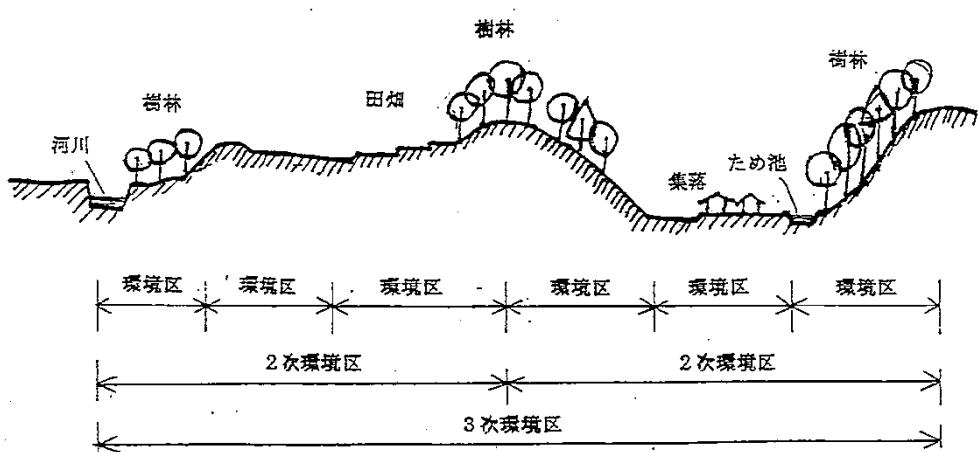


図5.1.2 環境区の構成図

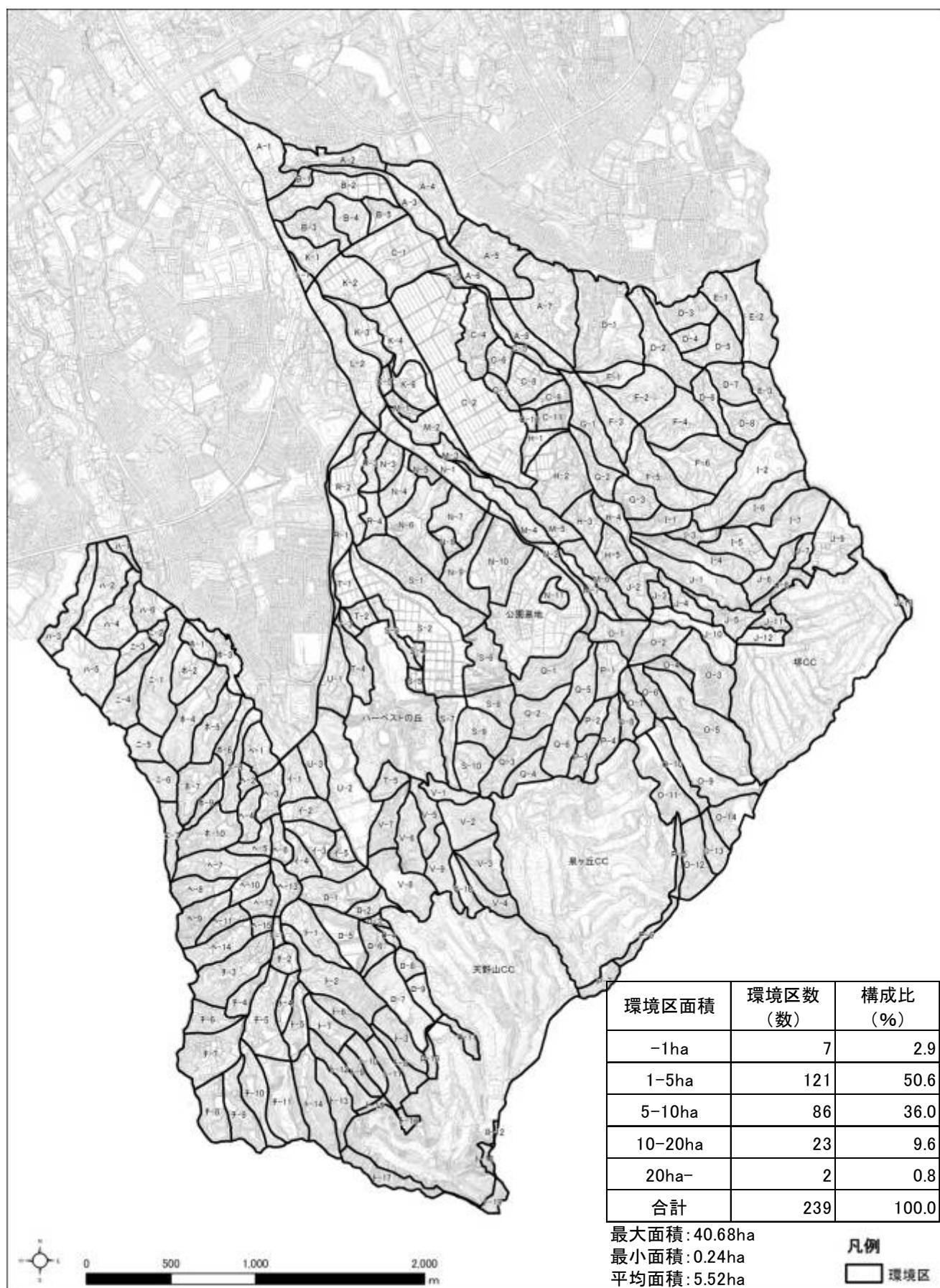


図 5.1.3 環境区区分図